

事業者用

STOP!
地球温暖化!

「再エネ電力」に切替えてみませんか？

「再エネ電力」を利用している
事業者を区が認証します。



- 1 認証書とステッカーを差し上げます。
- 2 区 HP に認証者を公表します。

令和7年度再生可能エネルギー100%電力切替認証事業のご案内（事業者）

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



お問い合わせ先

千代田区 環境まちづくり部 環境政策課エネルギー対策係
〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 5階
☎ 03-5211-4256 ✉ kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp

13 気候変動に
具体的な対策を



区が再生可能エネルギー100%電力を利用している事業者を認証することで、事業者の環境への取り組みを奨励するとともに、再生可能エネルギーの利用を促進することを目的とします。認証を希望する事業者は、以下に記載の申請書類を提出してください。

【申請要件】

再エネ 100%電力を利用している事業者（非化石証書等の利用による場合も含む）

認 証 内 容

- 認証書及び認証ステッカーの交付
- HP での認証者の公表
 - ・ 事業者名
 - ・ 事業所等の所在地及び建物名称
 - ・ 再エネを供給している電力事業者名
（または非化石証書の購入先）
及び契約内容
 - ・ 認証日

申 請 書 類

- ① 再生可能エネルギー100 パーセント電力利用事業者認証申請書
- ② 申請建物が再エネ 100 パーセント電力利用していること及び電力契約者が申請事業者であることがわかる書類の写し

※非化石証書の場合は、非化石証書の購入先及び年間電力使用量がわかる書類の写し

※この他にも必要に応じて上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

※提出する書類には、消せるボールペンを使用しないでください。

※申請書は、区ホームページでダウンロードできます。



【手続きの流れ】

◆申請書類を提出してください。

※郵送、メール又は区役所5階窓口で受付（出張所窓口提出は不可）

※メールの場合は、申請書を Word、添付書類を PDF 等にデータ化して送信してください。



◆内容審査後、認証書及び認証ステッカーを発送します。

※申請から 14 日程度で区から発送いたします。

注 意 事 項

- ① メールで申請する場合は、件名を「再エネ切替申請（事業者）」にしてください。
- ② 認証内容に変更が生じた場合や再エネ 100%電力利用を辞めた場合は、速やかに区役所に届出を行ってください。様式は、区ホームページでダウンロードできます。
- ③ 千代田区暴力団排除条例に基づき、暴力団や暴力団員等は啓発品交付の対象外です。